

公共ます等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市の公共下水道に接続する排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図るため、取付管及び公共ます（以下「公共ます等」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 公共ます等の設置場所について、市は公共下水道管布設時及び建物等の増改築又は新築時に排水設備設置義務者又は使用者（以下「排水設備設置義務者等」という。）との協議により決定する。

2 公共ますは、宅地等の敷地内に設置し、公道等の境界より原則1m以内とする。ただし、蒲郡市長（以下「市長」という。）がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(設置個数)

第3条 公共ます等の設置個数は1宅地1個とする。ただし、建物等の構造上、1箇所に汚水が集中することが極めて困難な場合は、下表に定める個数を限度とし、汚水の排出に必要最少限度の個数を設置することができる。なお、同一者が所有し、又は同一世帯員が所有している土地は、隣接する筆地をまとめてこれを1宅地とみなす。

宅地等の敷地面積	原則	公共ます等の設置限度
1,000 m ² 以下	1宅地1個	2 個
1,000 m ² を超え 1,500 m ² 以下		3 個
1,500 m ² を超え 2,000 m ² 以下		4 個
2,000 m ² を超える場合		5 個

(公共ます等の施工)

第4条 公共ますは、蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程（平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第15号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき指定した指定工事店（以下「蒲郡市下水道排水設備指定工事店」という。）が施工するものとする。

2 取付管は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する土木一式工事の許可

を得ている業者が施工するものとする。

(公共ます等の増設)

第5条 次の各号に該当する場合のほか、原則として公共ます等の増設を認めない。

- (1) 土地利用形態の変更により、既設の公共ます等に接続することが不可能な場合は、1個増設することができる。
- (2) 建物等の増改築又は新築に伴い、既設の公共ます等に接続することが不可能な場合は、1個増設することができる。
- (3) 前号のほか、市長が特に必要と認めた場合

(公共ます等の修繕)

第6条 排水設備設置義務者等は、自らに起因する破損等により公共ます等の使用に支障が生じた場合、速やかに修繕又は改築をしなければならない。

(公共ます等の撤去)

第7条 排水設備設置義務者等は、自らの都合により公共ます等が不要となったときは、公共下水道管への支障がないよう保全したうえで、速やかに撤去の申請をするものとする。

(公共ます等の費用負担)

第8条 公共ます等に係る第3条の設置に要する費用は市の負担とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、排水設備設置義務者等の負担とする。

- (1) 東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年条例第21号。）第5条の規定に基づく決定の通知をした日以後、新たに土地の分筆、売買等で自らの都合による公共ます等の増設をするとき。
- (2) 第2条における協議により決めた設置場所以外で設置する必要性が生じたとき。
- (3) 第5条の規定による公共ます等の増設をするとき。
- (4) 第6条の規定に該当するとき。
- (5) 第7条の規定による公共ますを撤去するとき。

(申請)

第9条 排水設備設置義務者等は、公共下水道管布設時に第3条で規定する公共ます等の設置をするときは、公共ます等設置申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 排水設備設置義務者等は、公共下水道管布設後に蒲郡市下水道条例（昭和52年条例第10号。）第5条及び同要綱第3条の規定により取付管を新たに設置するときは、

排水設備計画確認申請書（蒲郡市下水道条例施行規程（平成31年下水道事業管理規程第14号。）第1号様式）に次の各号のいずれかに該当する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第8条の規定により市の負担で取付管を設置する場合は、公共ます等増設（公費負担）申請書（第2号様式）を添付する。
- (2) 第8条の規定により排水設備設置義務者等の負担で取付管を設置する場合は、公共ます等増設（私費負担）申請書（第3号様式）を添付する。
- 3 排水設備設置義務者等は、第7条の規定による取付管の撤去に該当するときは、取付管撤去申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は同条第1項から第3項の申請を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、その内容を適正と認めるときは、公共ます等の工事施行に必要な手続きを行う。
- 5 第2項の規定により申請する者のうち、他人の土地又は排水設備に公共ます等を設置しなければ汚水を公共下水道に流入させることが困難である者は、当該所有者に公共ます等の設置の承認を得るものとする。

（維持管理）

第10条 公共ますの維持管理は、排水設備設置義務者等が行う。

2 取付管の維持管理は、市が行う。

（公共ますの品質等）

第11条 公共ますの品質及び性能は、日本下水道協会規格「下水道用硬質塩化ビニル製ます」に適合したものとする。なお、インバート部の構造は横型三方向合流のもので、埋設深度に応じ下表によるものとし、蓋は市章デザイン入りとする。

ますの埋設深度（管底）	ますの径
150cm以下のとき	200mm以上
150cmを超えるとき	300mm以上

（公共ます蓋の製造の承認申請）

第12条 公共ます蓋の製造の承認を受けようとするものは、蒲郡市公共ます蓋製造承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 公共ます蓋の強度試験等成績表
- (2) デザイン蓋材料承認図

(3) その他市長が必要とする書類

(承認等)

第13条 市長は前条に基づく申請内容が適当と認めるときは、蒲郡市公共ます蓋製造承認証（第6号様式）を交付する。

2 前項による承認期間は、承認を受けた日から3年以内とする。

3 市長は申請者の業務の状況その他について、随時に調査し、必要な資料の提出を求めることができる。

(公共ます蓋の納入)

第14条 公共ます蓋の納入先は、蒲郡市下水道排水設備指定工事店又は規程第13条の規定に基づき指定工事店が設立した協同組合とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の公共ます等に関する要綱（平成6年7月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の規定により定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の規定により定められていた様式による用紙は、

当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。